

実施していますか？ **法令義務** (労働安全衛生法66条4)

「健康診断結果への医師からの意見聴取！」

大きな勘違い

健診機関からの結果通知に医師判定があるから大丈夫！



健康診断の医師判定と労働安全衛生法の医師意見は全く異なります！

関連するよくある勘違い

従業員数50人未満の事業場や個人事業主は健康診断を実施しなくても良い。

解説：法人・個人・事業場規模に関わらず法令義務です！ 補足：労働安全衛生法は法人個人を問わず適用されます。

労働安全衛生規則51条による健康診断結果様式 (様式第5号)

健診の医師 診断結果	医師の診断	軽度所見
	健康診断を実施した 医師の氏名 印	山田太郎
安衛法義務の 医師意見	医師の意見	
	意見を述べた医師 印	

**医師からの意見聴取
未実施は
「法令違反！」**

医師意見聴取未実施で、労働基準監督署から**是正勧告**をされる企業が最近急増しています！



ただでさえ人手不足なのに、是正勧告なんかされて悪い評判がたちでもしたら、ますます採用ができなくなります…。取引にも影響が出るかもしれません…。でも、ウチは50人未満で産業医もいません…。どうしたら良いのでしょうか？

その様な事業者様をサポートするのが、我々、社会保険労務士の役目です！我々が提供している<法令遵守の為の「健康管理実務支援サービス」>を是非、ご活用ください！



50人未満の事業場限定！ 健康管理実務支援サービス 運用の流れ

※本サービスは、一般社団法人ウエルフルジャパンと提携医師により御提供します。

会社or (顧問社労士)



健診結果郵送

医師意見記載の
健診結果返送



(株)ウエルフルジャパン
提携医師 (産業医) が健診結果の就労判断と医師の意見を記載します。



【リーズナブル、簡単、便利、合理的！！】

- ・帳票の授受は郵送で可能です。
- ・産業医契約の必要はありません！
- ・年会費が必要ですが、それ以外はご依頼人数実績に応じたご請求となります。
- ・各種医師面談も実施可能です。(過重労働、ストレスチェック事後、復職、その他)

【年会費】3万円/年 (税別)

【医師意見記載および就労判断】5,000円/人 (税別)

*送料は、お客様負担をお願いします。

【各種面接指導】3万円/件 (税別) ※移動が伴うときは交通費別

注意 ①産業医選任義務のある50以上の事業場は本サービスをご利用できません。

②最低契約期間は1年間～となります。

2017年12月31日までは、キャンペーン期間！！

<キャンペーン期間お申込み特典>

2017年12月31日までに申し込みの場合、年会費無料にて、2017年4月1日から2018年3月31日までに実施した健康診断結果の就労判断・医師意見記載業務を承ります！！(年会費は、2018年4月1日より発生します)

【お問合せ】

社会保険労務士法人 大竹事務所
代表社会保険労務士 大竹 光明
〒541-0046
大阪市中央区平野町2-5-14-301
TEL:06-6147-4763 FAX:06-6147-4795
E-mail:burikaeru@gmail.com